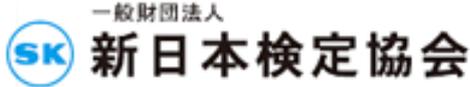


中国向け危険化学品 各種事前確認サービスのご案内



<https://www.shinken.or.jp/>

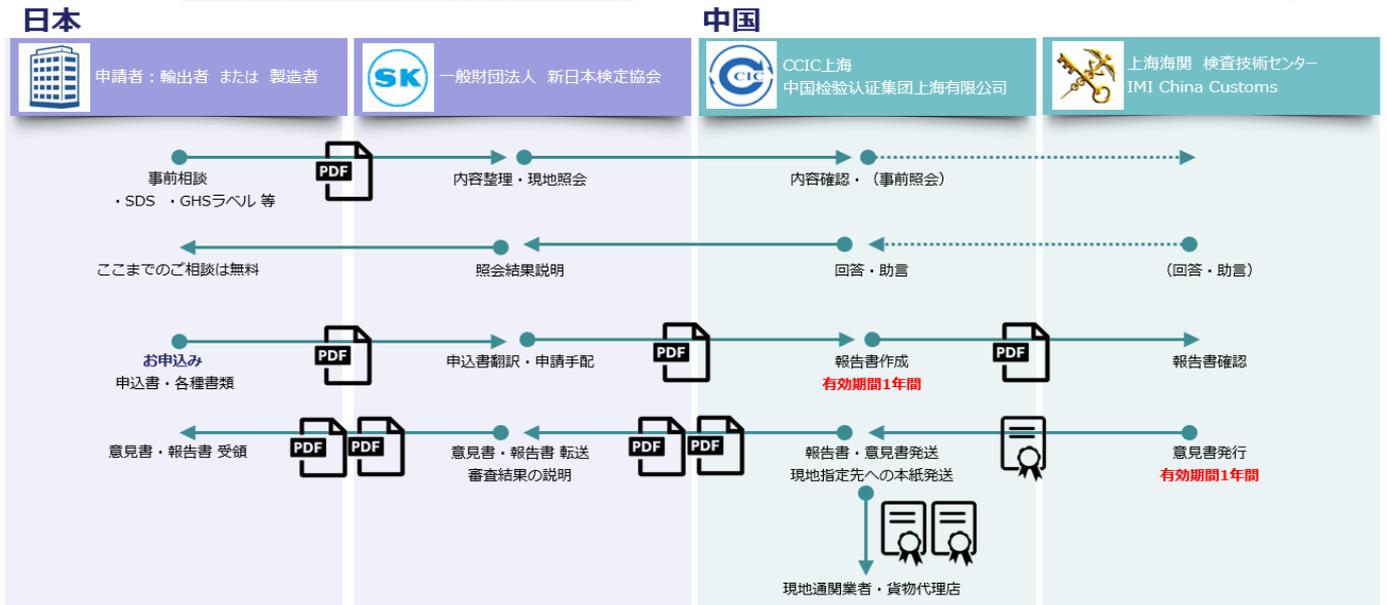
中国向け危険化学品の通関検査

中国での危険化学品の輸入通関では、当局による検査として、コンテナの開扉、貨物の検査や各種書類の確認が行われ、さらにはランダムでのサンプリング、分析が実施されています。そのため貨物が滞留し思わぬコストが発生する恐れがあります。下記の前確認サービスをご利用いただくことで、予め不備を修正し、通関時の確認の省略・簡素化や、滞留期間の短縮などの大幅な緩和を受けることが可能です。

上海海関（税関）による意見書の取得をサポート

新日本検定協会では、以下の項目に対して中国国有検査機関 CCIC 上海による事前確認の報告書と、権限を有する上海海関（税関）の技術センター（IMI）による CCIC 上海の報告書を追認する意見書の取得までを、サポートしています。

- 1 HSコードの事前審査（書面または分析）** HSコードに関する不整合は大きなトラブルにつながる恐れがあります。
- 2 SDSの確認** SDSの内容を事前確認し、不備があれば修正案を提案します。
- 3 中文GHSラベルの確認・作成** コンテナの開扉確認でもっとも指摘が多く、様式に沿った作成が求められます。
- 4 分類鑑定（国連番号・GHS分類）** 適切な分類済みであることを明確にし、貨物滞留を防止または短縮します。
- 5 固体廃棄物の非該当確認** 副産物やリサイクル原料等は、必要になる場合があります。



上海海関（税関）技術センター（IMI）意見書



CCIC 上海 報告書

お申込み・お問合せ

一般財団法人 新日本検定協会 中国企画グループ
〒108-0074 東京都港区高輪 3 丁目 25 番 23 号
TEL : 03-3449-2818 Eメール : cpg@shinken.or.jp